

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案参照条文

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第五十四号）抄

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第三条及び附則第四条の規定 令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日

2 （略）